

令4福情答申第4号

令和4年7月29日

福岡市水道事業管理者

坂本 秀和 様

(水道局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年9月14日付け水総第411号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定個人の給水装置工事関係書類」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定個人の給水装置工事関係書類」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論として妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年5月24日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年5月14日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和3年5月24日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年8月18日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

審査請求人は、長尾橋本線の道路拡幅の用地買収に関係しておらず、買収金により後退地の一部に家も建てていないのに、これに係る令和元年11月13日から令和3年3月2日までの水道工事一式の申請において、当該申請者である特

定個人の氏名のフリガナに誤って審査請求人の氏名のフリガナが付され、工事と事務処理が行われた為、コンピューターの記録に審査請求人の氏名のフリガナが残っており、諸行政機関の犯罪性が疑われる。

(2) 反論意見書における主張

審査請求人は、長尾橋本線の用地買収（特定個人に係るもの）にも全く関係がなく、用地買収の後退地の一部に新築した家にも全く関係がないのに、給水装置工事の施行者の氏名に審査請求人のフリガナが付され、審査請求人と関連づけられ申請が行われた。施工業者が申請をし直したと知っているが、水道局内部で正しく処理され、誤りが訂正されているか疑問である。

端末に誤って付された審査請求人の氏名のフリガナが残っていないかの確認と調査の結果を文書で回答して欲しい。

用地買収と関連して、特定水栓番号の権利を、フリガナだけだとしても審査請求人と関連づけないで欲しい。

給水装置工事については、個人が水道局に届け出をするとのことだが、特定個人が自分の氏名のフリガナを審査請求人の氏名のフリガナとすることがあるのか。

特定個人の費用で設置され、特定個人の所有物であると信じていたのに水道局内部では審査請求人の氏名のフリガナになっていた。正しく処理するよう申し添える。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、条例に基づき、実施機関が慎重に判断を行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、特定個人に係る書類として、「給水申込書兼関係事項届出書、給水装置工事予定設計書、給水装置工事設計書等給水工事に係る書類一式、給水装置工事撤去済証」を求めている。

(3) 本件決定を行った理由

本件対象文書については、福岡市水道給水条例（平成12年福岡市条例第27号）第23条第1項の規定に基づき、個人から水道局に届出がなされたものである。

これらの対象文書は、個人に関する情報が記録されている公文書として、条例第7条第1号に該当することから非公開としたもので、正当かつ妥当な処分である。

なお、給水装置は、個人の費用で設置される個人の所有物であることを申し添える。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件公開請求と存否応答拒否について

本件公開請求書において、審査請求人は、特定個人の給水装置工事関係書類の公開を求めているものと解されるところ、条例第10条第1項の規定により存否応答拒否をすべきであったかが問題となることから、以下、この点について検討する。

2 存否応答拒否決定について

条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。この規定は、当該公文書は存在するが非公開とする回答又は当該公文書は存在しないとする回答によって、非公開とすべき情報についての事実が明らかとなり、本来ならば非公開とすることによって保護される利益が害される場合等には当該公開請求を拒否することができるとするものである。

そこで、以下においては、本件対象文書の存否の情報が、上記規定に該当するか否かについて検討することとする。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、特定個人が給水装置工事を行う場合に実施機関に対し提出する届出書や設計書等の当該工事に係る書類、また、特定個人が給水装置を撤去した場合に実施機関がこれを証する書類であると解される。

したがって、本件存否応答拒否の判断の相当性の検討においては、当該特定個

人が給水装置工事を行っている、又は行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることにより、個人に関する情報として条例第7条第1号の非公開情報を公開することとなるか否かを判断する必要がある。

4 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開情報とするものと定めている。

第1号ただし書アは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、第1号ただし書イは、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、第1号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非公開情報の除外事由と定めている。

(2) 本件存否情報の第1号該当性について

本件存否情報は、実施機関の職員ではない特定個人の財産等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、第1号本文に該当すると認められる。

この場合の同号ただし書アの該当性について、実施機関によれば、戸建ての新築家屋の工事を行うような際には、一般的に建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第89条第1項及び同法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）第11条に基づく確認表示板が掲示されており、当該確認表示板には建築主の氏名が表示される場所、家屋の附属物である給水装置の工事を施行しようとする者（以下「給水装置工事施行者」という。）と当該家屋の建築主は通常同じであること、かつ、福岡市水道給水条例第6条第1項により実施機関は給

水装置にメーターを設置するため、メーターが設置されていれば、その前提として給水装置工事は必ず行われているといえることから、本件存否情報については公にされているものと判断したとのことであった。

この点につき、当審査会において確認したところ、福岡市水道給水条例第23条第1項においては、給水装置工事施行者は、あらかじめ実施機関に届け出てその承認を受けなければならない旨規定されているものの、当該給水装置工事施行者と建築主が同一であることを求める規定は認められない。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、実施機関において、届け出のあった給水装置工事施行者と建築主が同一であるかの確認を行う手続きは行われておらず、また、例えば、共有名義の家屋や集合住宅の場合には、給水装置工事施行者と建築主とが同一ではない場合もありうるとのことであった。

このことからすると、給水装置工事施行者と確認表示板に表示された建築主とは、全ての場合において一致するものとまではいえず、したがって、本件存否情報は公にされているものとはいえないことになるから、本件存否情報は第1号ただし書アに該当しないものと認められる。

また、本件存否情報は、第1号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないと認められる。

よって、本件存否情報については、第1号の非公開情報に該当する。

5 条例第10条第1項と本件決定の関係について

以上によれば、本件公開請求については、本件存否情報を明らかにすることにより、第1号の非公開情報を公開することになるため、本来であれば、条例第10条第1項の規定により存否応答拒否をすべきであったものと認められる。しかしながら、実施機関は、本件決定を行うことにより、すでに本件存否情報を明らかにしている。このような場合においては、本件決定を取り消して改めて同項の規定を適用する意義は乏しい。よって、本件決定は、結論として妥当である。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年9月14日	諮問（令和3年9月14日付け水総第411号）
令和3年10月18日	実施機関の弁明意見書を収受
令和3年12月6日	審査請求人の反論意見書を収受
令和4年2月17日（第2部会）	審議
令和4年3月24日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述、審議
令和4年5月11日（第2部会）	審議
令和4年6月8日（第2部会）	審議
令和4年7月6日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子